

○熊本県地下水保全条例施行規則

(平成2年12月22日規則第56号)

改正 平成8年3月25日規則第8号 平成8年8月9日規則第42号  
平成12年10月16日規則第53号 平成24年3月30日規則第18号  
平成24年9月28日規則第40号 平成25年3月29日規則第13号  
平成28年3月31日規則第29号 令和元年7月1日規則第6号

熊本県地下水質保全条例施行規則をここに公布する。熊本県地下水保全条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県地下水保全条例(平成2年熊本県条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象化学物質)

第2条 条例第7条第1号の規則で定める物質は、次に掲げるとおりとする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐(りん)化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名 EPN)に限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 六価クロム化合物
- (6) 砒(ひ)素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリクロリネイテッドビフェニル(別名 PCB)
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) 1,1,1-トリクロロエタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) ジクロロメタン
- (14) 1,2-ジクロロエタン
- (15) 1,1-ジクロロエチレン
- (16) 1,2-ジクロロエチレン
- (17) 1,1,2-トリクロロエタン
- (18) 1,3-ジクロロプロペン
- (19) チウラム
- (20) シマジン
- (21) チオベンカルブ

(22) ベンゼン

(23) セレン及びその化合物

(対象事業場)

第3条 条例第7条第2号の規則で定める業種は、別表第1に掲げるとおりとする。

(使用管理計画等の届出)

第4条 条例第8条、第9条又は第10条の規定による届出は、使用管理計画(使用管理・使用管理の変更)届出書(別記第1号様式)によるものとする。

2 条例第8条第8号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 用水及び排水の系統

(2) その他地下水汚染防止に関して参考となるべき事項

(受理書の交付)

第5条 知事は、条例第8条又は第10条の規定による届出書を受理したときは、受理書(別記第2号様式)を当該届出をした者に交付するものとする。

(対象化学物質を含むものとしての要件)

第6条 条例第11条第1項の規則で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める方法により地下浸透水(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第8項に規定する特定地下浸透水を除く。以下同じ。)の対象化学物質による汚染状態を検定した場合において、別表第2の左欄に掲げる対象化学物質の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める判定基準値以上の対象化学物質が検出されることとする。

(特別排水基準)

第7条 条例第11条第1項の規則で定める特別排水基準は、排水(水質汚濁防止法第2条第6項に規定する排水を除く。以下同じ。)につき、別表第3の左欄に掲げる対象化学物質の種類に応じ、それぞれ同表右欄に定める許容限度を超えないこととする。

2 前項に規定する特別排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(氏名の変更等の届出)

第8条 条例第13条の規定による届出は、氏名(名称・住所・所在地)変更届出書(別記第3号様式)によるものとする。

(使用廃止の届出)

第9条 条例第14条の規定による届出は、対象化学物質使用廃止届出書(別記第4号様式)によるものとする。

(承継の届出)

第10条 条例第15条第3項の規定による届出は、承継届出書(別記第5号様式)によるものとする。

(自主検査の実施等)

第11条 条例第19条第1項の規定による自主検査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 井戸水(対象事業場内の井戸水に限る。)及び地下浸透水の汚染状態の測定は、第6条に規定する方法により、年2回以上(1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満の対象事業場については、年1回以上。第2号において同じ。)行うこと。

(2) 排出水の汚染状態の測定は、第7条第2項に規定する方法により行うこと。

(3) 自主検査の結果は、水質測定記録表(別記第6号様式)により記録し、その結果を3年間保存するものとする。

2 条例第19条第2項で定める対象化学物質の使用について規則で定める事項は、対象化学物質使用状況記録表(別記第7号様式)によるものとし、その記録を3年間保存するものとする。

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)

第12条 条例第21条第1項又は第2項の勧告は、地下水の水質の汚濁の原因となる対象化学物質又は油を含む水の地下への浸透があった対象事業場又は貯油事業場等の設置者又は設置者であった者及び当該浸透があったことにより地下水の流動の状況等を勘案してその水質の浄化のための措置が必要と認められる地下水の範囲を定めて行うものとする。

2 条例第21条第1項の必要な限度は、地下水に含まれる対象化学物質の量については、別表第4の左欄に掲げる対象化学物質の種類ごとに同表の右欄に掲げる基準値(以下「対象化学物質浄化基準」という。)を超える地下水に関し、地下水に含まれる油については、別表第5の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる基準(以下「油浄化基準」という。)に適合しない地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「測定点」という。)において、対象化学物質浄化基準を超えないこと又は油浄化基準に適合することとする。ただし、同項又は同条第2項の勧告を2以上の対象事業場又は貯油事業場等の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該勧告に係る地下水の測定点において対象化学物質浄化基準を超えないこと又は油浄化基準に適合することとなるようにそれらの者の対象事業場又は貯油事業場等における対象化学物質又は油を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる対象化学物質又は油の量の削減目標(以下単に「削減目標」という。)を達成することとする。

(1) 人の飲用に供せられ、又は供せられることが確実である場合(第2号から第4号までに掲げるものを除く。) 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口

- (2) 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 3 条第 2 項に規定する水道事業(同条第 5 項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)、同条第 4 項に規定する水道用水供給事業又は同条第 6 項に規定する専用水道のための原水として取水施設より取り入れられ、又は取り入れられることが確実である場合 原水の取水施設の取水口
  - (3) 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条第 1 項に規定する都道府県地域防災計画等に基づき災害時において人の飲用に供せられる水の水源とされている場合 井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
  - (4) 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 1 項に規定する水質環境基準(対象化学物質に該当する物質に係るものに限る。)が確保されない公共用水域の水質の汚濁の主たる原因となり、又は原因となることが確実である場合 地下水の公共用水域へのゆう出口に近接する井戸のストレーナー、揚水機の取水口その他の地下水の取水口
- 3 条例第 21 条第 3 項の相当の期限は、第 1 項に規定する地下水の範囲、地下水の水質の汚濁の程度、地下水の水質の浄化のための措置に係る対象事業場又は貯油事業場等の設置者又は設置者であった者の技術的又は経済的能力その他の事項を勘案して、人の健康を保護する観点から合理的な範囲内で定めるものとする。
- 4 条例第 21 条第 1 項から第 3 項までに規定する勧告及び命令は、第 1 項に規定する地下水の範囲、達成すべき浄化基準(同項の勧告又は命令を 2 以上の対象事業場又は貯油事業場等の設置者又は設置者であった者に対して行う場合にあっては、削減目標)、相当の期限その他必要な事項を記載した文書により、当該対象事業場又は貯油事業場等の設置者又は設置者であった者に対して行うものとする。

(測定方法)

第 13 条 前条第 2 項に規定する対象化学物質の浄化基準及び削減目標は、水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 4 の規定に基づき環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(事故の状況の公表)

第 13 条の 2 条例第 21 条の 3 の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 事故の発生を確認した日時
  - (2) 事故の発生場所
  - (3) 事故の態様
  - (4) 事故による被害の状況
  - (5) その他知事が必要と認める事項
- (地下浸透させてはならない水の要件)

第13条の3 第6条の規定は、条例第21条の4第1項の規則で定める要件について準用する。

(許可を要しない地下水採取)

第13条の4 条例第25条の3第1項の規則で定めるときは、地下水の採取量の過半を田畑等のかんがいの用に供するときとする。

(許可申請書の様式等)

第13条の5 条例第25条の3第2項の規定により知事に提出する申請書は、地下水採取許可申請書(別記第8号様式)によるものとする。

2 条例第25条の3第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項(条例第27条の2第1項の許可にあつては、第2号に掲げる事項を除く。)とする。

- (1) 井戸の内径及び深度
- (2) 地下水の水位及び井戸を掘削した年
- (3) 揚水機の種類及び最大吐出量
- (4) 揚水設備の使用の状況
- (5) 地下水の採取開始(予定)年月日

3 条例第25条の3第3項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第25条の3第3項第1号の規則で定める揚水試験による地下水の水位の変化等の試験結果書には、次に掲げる揚水試験の結果を記載すること。

ア 段階揚水試験(揚水量を段階的に変化させ、各段階における地下水の水位を測定する試験をいう。)

イ 連続揚水試験(一定の水量で連続して揚水し、揚水を開始してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。)

ウ 回復試験(連続揚水試験終了後、揚水を停止してからの経過時間に応じた地下水の水位を測定する試験をいう。)

(2) 前号の試験は、知事が別に定める方法により実施すること。

(3) 条例第25条の3第3項第2号に規定する水量測定器の種類、位置、設置の時期等に関する書類は、水量測定器に関する書類(別記第9号様式)によること。

(4) 条例第25条の3第3項第3号に規定する揚水設備の設置の場所を示す図面は、縮尺2万5千分の1以上の図面とすること。

(5) 条例第25条の3第3項第4号に規定する地下水の利用に関する計画書は、別記第10号様式によること。

(6) 条例第25条の3第3項第5号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図その他知事が必要と認める書類とすること。

4 条例第25条の3第4項の規定による影響調査は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 周辺地域の地下水の水質、水位及び流向、湧水、地質の状況等を調査すること。

(2) 地下水の採取による周辺地域の地下水の水質、水位等への影響の程度及び範囲を予測すること。

(3) 前号の影響を回避又は低減するための措置を検討すること。

(届出書の様式等)

第 14 条 条例第 26 条第 2 項の規定により知事に提出する届出書は、地下水採取(変更・廃止)届出書(別記第 11 号様式)(自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取(変更・廃止)届出書(自噴井戸)(別記第 12 号様式))によるものとする。

2 条例第 26 条第 2 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 井戸の内径及び深度、地下水の水位(自噴井戸に係る届出を除く。)並びに井戸を掘削した年

(2) 揚水機の種類(自噴井戸に係る届出を除く。)

(3) 最大吐出量(自噴井戸に係る届出にあつては吐出量)

(4) 揚水設備又は自噴井戸の使用の状況

(5) 地下水の採取開始(予定)年月日

3 条例第 26 条第 3 項各号に掲げる添付書類は、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第 26 条第 3 項第 1 号に規定する揚水設備又は自噴井戸の設置の場所を示す図面は、縮尺 2 万 5 千分の 1 以上の図面とすること。

(2) 条例第 26 条第 3 項第 2 号の規則で定める書類は、揚水設備の構造図(自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図)並びに節水及び水利用に関する計画書とすること。

第 14 条の 2 条例第 27 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、地下水採取(変更・廃止)届出書(別記第 11 号様式)(自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取(変更・廃止)届出書(自噴井戸)(別記第 12 号様式))により行うものとする。

(氏名の変更等の手続)

第 14 条の 3 条例第 27 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請は、地下水採取変更許可申請書(別記第 13 号様式)により行うものとする。

2 条例第 27 条の 2 第 1 項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住所又は法人の代表者の氏名の変更(条例第 25 条の 3 第 3 項第 4 号に掲げる地下水の利用に関する計画書の変更を伴わない場合に限る。)

(2) 揚水設備の使用の状況の変更(許可を受けた地下水採取量を超えない場合に限る。)

(3) その他知事が認める軽微な変更

3 条例第 27 条の 2 第 3 項の規定による届出は、地下水採取許可変更(廃止)届出書(別記第 14 号様式)により行うものとする。

4 条例第 27 条の 2 第 4 項の規則で定める書類は、条例第 25 条の 3 第 3 項各号に掲げる書類のうち変更しようとする事項に関する書類（条例第 27 条の 2 第 1 項の規定による許可の申請を行う場合に限る。）とする。

第 14 条の 4 条例第 28 条第 1 項の規定による届出は、地下水採取(変更・廃止)届出書(別記第 11 号様式)（自噴井戸に係る届出にあつては地下水採取(変更・廃止)届出書(自噴井戸)（別記第 12 号様式)）により行うものとする。

2 条例第 28 条第 2 項の規則で定める書類は、揚水設備の構造図（自噴井戸に係る届出にあつては当該自噴井戸の構造図）とする。

（承継の届出）

第 14 条の 5 条例第 28 条の 2 第 2 項の規定による届出は、地下水採取承継届出書（別記第 17 号様式）により行うものとする。

（地下水の採取量の報告）

第 15 条 条例第 29 条第 1 項の規定による報告は、前年度の地下水の採取量について、毎年 4 月末日までに、地下水採取量報告書(別記第 18 号様式)により行うものとする。

2 条例第 29 条第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水の用途

(2) 地下水の採取量

(3) その他知事が必要と認める事項

第 16 条 削除

（公表）

第 17 条 条例第 31 条第 2 項、第 32 条の 5 第 2 項及び第 35 条の 2 第 2 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、県公報に登載するとともに、必要に応じ知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 氏名又は名称

(2) 勧告の要旨

(3) 勧告に従わない事実

（地下水使用合理化計画等）

第 18 条 条例第 32 条の 4 第 1 項の規定による提出は、地下水使用合理化計画書（別記第 19 号様式）により行うものとする。

2 条例第 32 条の 4 第 3 項の規定による報告は、地下水使用合理化計画実施状況報告書（別記第 20 号様式）により行うものとする。

3 条例第 32 条の 4 第 4 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水使用合理化の方策の具体的な内容

(2) 地下水使用合理化の実施量

(3) 水の循環率（循環使用及び再利用した水の量を水の総使用量（循環使用及び再利用した水の量を含む。）で除して得た率をいう。）

(4) その他知事が必要と認める事項

（地下水涵養計画等）

第 18 条の 2 条例第 35 条第 1 項の規定による提出は、地下水涵(かん)養計画書（別記第 21 号様式）により行うものとする。

2 条例第 35 条第 3 項の規定による報告は、地下水涵養計画実施状況報告書（別記第 22 号様式）により行うものとする。

3 条例第 35 条第 4 項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 地下水涵養の方策の具体的な内容

(2) 地下水涵養の実施量

(3) 地下水採取量に対する地下水涵養量の割合

(4) その他知事が必要と認める事項

（開発行為に伴う地下水涵養への配慮）

第 18 条の 3 条例第 35 条の 3 第 1 項の規定による提出は、水利用に関する計画書（別記第 23 号様式）及び地下水涵養に関する計画書（別記第 24 号様式）により行うものとする。

（報告及び検査）

第 18 条の 4 知事は、条例第 38 条第 1 項の規定により、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

(1) 対象化学物質の使用の方法

(2) 汚水等の処理の方法

(3) 対象施設の種類及び構造並びに使用の方法

(4) 地下浸透水の浸透の方法

(5) 排出水の汚染状態及び量

(6) 井戸水の汚染状態

(7) 用水及び排水の系統

2 知事は、条例第 38 条第 1 項の規定により、その職員に、対象事業場及び貯油事業場等の設置者並びに開発事業者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

(1) 対象施設及びその関連施設

(2) 汚水等の処理施設及びその関連施設

(3) 関係帳簿書類

(4) 地下浸透水

(5) 排出水

(6) 井戸水



第 18 条の 5 知事は、条例第 39 条第 1 項の規定により、地下水を採取する者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 地下水の採取の状況
- (2) 揚水設備又は自噴井戸の設置の状況
- (3) 地下水の採取量の測定方法
- (4) 地下水の合理的な使用の措置の状況
- (5) 地下水の涵養の措置の状況

2 知事は、条例第 39 条第 1 項の規定により、その職員に、地下水を採取する者の事業場及び事業に関連する土地に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 揚水設備又は自噴井戸及びこれらの関連施設
- (2) 地下水の合理的な使用を行う施設
- (3) 地下水の涵養を行う施設
- (4) 関係帳簿書類

第 18 条の 6 知事は、条例第 39 条第 1 項の規定により、開発行為者に対し、次に掲げる事項に関し報告を求めることができる。

- (1) 地下水の採取の状況
- (2) 水利用に関する計画の実施の状況
- (3) 地下水涵養に関する計画の実施の状況

2 知事は、条例第 39 条第 1 項の規定により、その職員に、開発行為者の事業場に立ち入り、次の物件を検査させることができる。

- (1) 地下水の涵養を行う施設
- (2) 関係帳簿書類  
(立入検査の身分証明書)

第 19 条 条例第 38 条第 2 項（第 39 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 40 条第 5 項の証明書の様式は、別記第 25 号様式によるものとする。

(届出書等の提出)

第 20 条 条例及びこの規則により知事に対して行う届出等は、届出書等の正本にその写し 1 通を添えてしなければならない。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 条例附則第 2 条第 1 項の規定による届出は、使用管理計画(使用管理・使用管理の変更)届出書(別記第 1 号様式)によるものとする。

附 則(平成 8 年 3 月 25 日規則第 8 号)

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に鉛及びその化合物、砒(ひ)素及びその化合物若しくは四塩化炭素(以下「鉛及びその化合物等」という。)を業として使用し、又は鉛及びその化合物等を業として使用する目的をもって現に熊本県地下水質保全条例(平成2年熊本県条例第52号)第9条第1項に規定する対象施設等工事をしている工場又は事業場からの排出水に係る特別排水基準(鉛及びその化合物等に係る特別排水基準に限る。)については、この規則の施行の日から平成9年3月31日までの間は、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成8年8月9日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年10月16日規則第53号)

- 1 この規則中第1条の規定及び附則第2項の規定は平成13年1月1日から、第2条の規定は同年1月6日から施行する。
- 2 熊本県地下水の採取に関する条例施行規則(昭和54年熊本県規則第4号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月30日規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月28日規則第40号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年5月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県地下水保全条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

附 則(令和元年7月1日規則第6号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県地下水保全条例施行規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

別表第1(第3条関係)

対象事業場

区分	業種
(1) 鉱業	(1) 金属鉱業 (2) 石炭・亜炭鉱業 (3) 原油・天然ガス鉱業 (4) 非金属鉱業
2 製造業	(1) 繊維工業 (2) 衣服・その他の繊維製品製造業 (3) 木材・木製品製造業 (4) パルプ・紙・紙加工品製造業 (5) 出版・印刷・同関連産業 (6) 化学工業 (7) 石油製品・石炭製品製造業 (8) プラスチック製品製造業 (9) ゴム製品製造業 (10) なめし革・同製品・毛皮製造業 (11) 窯業・土石製品製造業 (12) 鉄鋼業 (13) 非鉄金属製造業 (14) 金属製品製造業 (15) 一般機械器具製造業 (16) 電気機械器具製造業 (17) 輸送用機械器具製造業 (18) 精密機械器具製造業 (19) 武器製造業 (20) その他の製造業
3 卸売・小売業	(1) 自動車小売業
4 サービス業	(1) 洗濯業(コインランドリー業を含む。) (2) 洗張・染物業

	(3) 写真業 (4) 自動車整備業 (5) 機械修理業 (6) 商品検査業 (7) 計量証明業 (8) 病院 (9) その他の医療関連サービス業 (10) 保健所 (11) 検疫所(動物検疫、植物防疫を除く。) (12) その他の保健衛生(検査業に限る。) (13) 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関(人文科学のみに係るものを除く。) (14) 自然科学研究所 (15) 他に分類されないサービス業(動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。) 
5 公務	(1) 国家公務・地方公務(警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。)
備考 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類(昭和59年行政管理庁告示第2号)による。	

別表第2(第6条関係)

対象化学物質を含むものとしての要件

対象化学物質の種類	判定基準値
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.005 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.04 ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素 0.005 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	1 リットルにつきアルキル水銀 0.0005 ミリグラム
PCB	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム

テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
1, 1, 1—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1, 2—ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.0004 ミリグラム
1, 1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1, 2—ジクロロエチレン	シス体にあつては1 リットルにつき 0.004 ミリグラム、トランス体にあつては1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1, 1, 2—トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.0006 ミリグラム
1, 3—ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.0002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.0006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.0003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.001 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.002 ミリグラム

別表第3(第7条関係)

特別排水基準

対象化学物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.01 ミリグラム
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 0.1 ミリグラム
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.05 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグ

	ラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム
備考 「検出されないこと。」とは、排出基準を定める省令第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	

別表第4(第12条関係)

対象化学物質浄化基準

項目	基準
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン(りん)化合物(パラチオン、メチ	検出されないこと。

ルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	
鉛及びその化合物	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム
砒(ひ)素及びその化合物	1 リットルにつき砒(ひ)素 0.01 ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつきシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 ミリグラム
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム
セレン及びその化合物	1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム
備考	「検出されないこと。」とは、第 13 条に規定する方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第 5(第 12 条関係)

油浄化基準

項目	基準
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
外観	油膜、油による乳濁及び油塊が認められないこと。
備考	「異常でないこと。」とは、水質基準に関する省令(平成 4 年厚生省令第 69 号)に定める方法による検査において、水質基準に適合するものをいう。

別記第 1 号様式(第 4 条関係)

[別紙参照]

別記第 2 号様式(第 5 条関係)

[別紙参照]

別記第 3 号様式(第 8 条関係)

[別紙参照]

別記第 4 号様式(第 9 条関係)

[別紙参照]

別記第 5 号様式(第 10 条関係)

[別紙参照]

別記第 6 号様式(第 11 条関係)

[別紙参照]

別記第 7 号様式(第 11 条関係)

[別紙参照]

別記第 8 号様式(第 13 条の 5 関係)

[別紙参照]

別記第 9 号様式(第 13 条の 5 関係)

[別紙参照]

別記第 10 号様式(第 13 条の 5 関係)

[別紙参照]

別記第 11 号様式(第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係)



[別紙参照]

別記第 12 号様式(第 14 条、第 14 条の 2、第 14 条の 4 関係)

[別紙参照]

別記第 13 号様式(第 14 条の 3 関係)

[別紙参照]

別記第 14 号様式(第 14 条の 3 関係)

[別紙参照]

別記第 15 号様式 削除

別記第 16 号様式 削除

別記第 17 号様式(第 14 条の 5 関係)

[別紙参照]

別記第 18 号様式(第 15 条関係)

[別紙参照]

別記第 19 号様式(第 18 条関係)

[別紙参照]

別記第 20 号様式(第 18 条関係)

[別紙参照]

別記第 21 号様式(第 18 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 22 号様式(第 18 条の 2 関係)

[別紙参照]

別記第 23 号様式(第 18 条の 3 関係)

[別紙参照]

別記第 24 号様式(第 18 条の 3 関係)

[別紙参照]

別記第 25 号様式(第 19 条関係)

[別紙参照]